第6章 具体的取組について

1 リーディングプロジェクト

主な具体的取組のうちリーディングプロジェクトは、更なる環境負荷の低減や市民実感の向上につながる先導的な役割を果たす取組として推進します。

(1) 基本施策Ⅱ-1のリーディングプロジェクト

【環境配慮意識の向上に向けたプロジェクトのねらい】

市民の環境配慮意識の向上を図るためには、大気や水などの環境への関心を高めることが重要です。そのため、市民が水辺にふれあうきっかけの創出や、大気や水などの環境の大切さを直接伝える取組を推進します。また、情報発信の手法や内容を世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど、情報を適切に伝える取組を進めます。

くリーディングプロジェクト 1>

○水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上【Ⅱ-1-①】

くリーディングプロジェクト 2>

○環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進【Ⅱ-1-②】

各リーディングプロジェクトの事業内容等は次頁以降参照

<リーディングプロジェクト関連取組>

体系	具体的取組
II − 1 −①	水辺に親しめる河川環境整備の推進
<u>II</u> - 1 - ②	水辺に親しむイベント等の実施
<u>II</u> - 1 - ②	地域環境リーダーの育成
II - 1 - ②	「エコシティたかつ」推進事業の取組
II − 1 −③	多様な世代に合わせた情報発信
II - 2 - ①	ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組
II - 2 - ②	他自治体連携による取組

基本施策Ⅱ-1





















水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上

●目的

より良い環境を市民と共に創るとともに実感の向上を図るためには、市民の環境への関心や 配慮意識を高め、環境配慮行動を促すことが重要です。そのため、市民が身近に感じられる河 川を活用した取組により、水辺にふれあうきっかけをつくるとともに水環境に係る情報を知っ **てもらう**ことで、<u>水環境への関心を高め</u>、環境配慮意識の向上を図る</u>ことを目指します。

●事業内容

市民参加型のイベントや環境教育で「水辺の親しみやすさ調査」※を行い、市民が河川にふ れあうきっかけをつくります。市民が行った調査結果を活用し、水辺に親しみやすい地点の情 報等を発信することにより、身近な水辺への関心を高めていきます。この取組を推進すること により、市民が身近な河川を知り、河川を汚さない意識を持つなどの環境配慮意識の向上を図 ります。



調査イベント・環境教育



市民参加型のイベントや環境教育の開催 により、水辺にふれあうきっかけをつくる。

Ⅳ 水辺への関心の向上

身近な水辺に興味をもってもらうことにより、 イベントや調査への参加を促す。

Ⅱ 身近な川の評価

「水辺の親しみやすさ調査」を活用して 身近な河川を評価してもらう。



Ⅲ 親しみやすい水辺の情報発信



評価結果はわかりやすくまとめて、水辺に親しみ やすい地点の情報をホーム―ページ等で発信する。

環境配慮意識の向上

※「水辺の親しみやすさ調査」について

市内の川に「散歩したい、遊びたい」と思えるような場所があることを知ってもらい、水辺 に親しんでもらうことを目的として、市民が自ら河川で調査を行い、歩道や階段があるかなど の「利用のしやすさ」や、水の透明さやごみの量などの「快適さ」について星の数で評価しま す。

			快適さのランク	ל
		☆ 利用できる	☆☆ 気持ちよく利用できる	☆☆☆ とても気持ちよく利用できる
の区分の	I (散歩など)	川沿いが利用できる	川沿いが気持ちよく利用できる	川沿いがとても気持ちよく利用できる
し	Ⅱ 「岸辺」が利用できる (休憩、川をのぞく)	岸辺が利用できる	岸辺が気持ちよく利用できる	岸辺がとても気持ちよく利用できる
やすさ	Ⅲ 「水際」が利用できる (水にさわる、水遊び)	水際が利用できる	水際が気持ちよく利用できる	水際がとても気持ちよく利用できる

注)利用のしやすさが「-:利用できない」、快適さが「-:利用したいと思わない」のどちらかの場合は「利用できる川はない」という評価になります。

基本施策Ⅱ-1























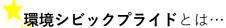
環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進(出前授業の推進)

●目的

本市が市民・事業者・行政の連携により環境改善を図ってきた歴史や、現在の本市の環境を とりまく状況への理解を促し、地域への愛着を育てることにより、環境シビックプライド(市 民の環境面の誇り)を醸成し、自ら進んで環境配慮行動をおこせる人材の育成を目指します。

●事業内容

環境に関する教育を受け始める**小学生**に対する<u>出前授業の充実</u>や、公害の歴史に関する<u>情報の発信</u>など、本市が市民・事業者・行政の連携により環境改善を図ってきた歴史や、現在、良好となってきた本市の大気や水などの環境について伝える機会を増やすことにより、<u>環境シビックプ</u>ライドの醸成を図ります。



市民の環境面における誇り

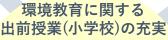


公害の歴史に 関する情報の発信

- ○公害の歴史資料の収集・整理
- ○アーカイブスペースの オンライン化
- ○映像コンテンツの発信

出前授業

ウェブ・SNS等 による 環境情報の発信



- ○教材コンテンツの充実
 - ○学校等への周知
 - ・川崎市の環境の状況
 - ・公害の歴史
 - ・私たちができること …





他の世代にもつなぎ、ひろげていく

環境シビックプライドの醸成



ICT環境の活用

自ら進んで環境配慮行動をおこせる人材の育成

- ✓ 環境に優しい製品の使用
- / ごみを減らす
- ✓ 省エネな暮らしをする
- / . . .

環境配慮意識の向上に向けては、他にも様々な取組を行っています。 その一部を紹介します。

コラム(リーディングプロジェクトに関連する取組)

●水辺に親しむイベント等の実施(水辺の楽校)

水辺の楽校とは、水辺をフィールドに、子どもたちが河川に親しむ自然体験活動を推進しようというものです。国土交通省が文部科学省、環境省と連携して進めているプロジェクトで、実際の活動主体は市民ですが、安全で活動に適した水辺の整備等、市や国も関わりながら事業を展開しています。



●地域環境リーダーの育成

本市における環境教育・学習推進のための基盤の一つとして地域や職場で環境学習活動や環境保全活動について主導的役割を担う人材を育成し、市民の自主的な環境保全活動を活性化することを目的とした「地域環境リーダー育成講座」を実施しています。

多くの修了生の方が、地域などで精力的に環境保全活動 などに取り組んでいます。



●「エコシティたかつ」推進事業の取組

「エコシティたかつ」とは、100年後のたかつのまちのために、自然の賑わいとともにある持続可能な循環型都市「エコシティたかつ」の再生と創造を目指す取組です。

低炭素・省資源社会の実現、自然共生型都市再生の推進、地域に即した防災まちづくりの推進の3つを基本目標として、小学校との連携による区内の谷戸の森の保水力向上等を目指す取組の実施、大地のデコボコの特徴にあった賢い雨水の引き受け方を考える機会となる3D映像を活用した環境学習の支援等、様々な取組を行っています。



(2) 基本施策Ⅱ-2のリーディングプロジェクト

【多様な主体との協働・連携に向けたプロジェクトのねらい】

市民が環境についてより関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進することが重要です。そのため、ワークショップ等の市民参加の機会を提供し、行政と市民の対話の機会を設けることで、相互理解を図っていきます。また、対話の機会を通じて、日常生活では意識することが少ない大気や水などの環境について、身近に感じてもらい、また、日々の生活が環境に与える影響などの情報共有も図ることで、「自分ごと化」してもらい、これまでになかった発想や新たな気づきの創出など、多様性を活かした相乗効果も生み出していきます。

くリーディングプロジェクト 3>

○市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進【Ⅱ-2-①】

くリーディングプロジェクト 4>

○市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出【Ⅱ-2-①】

各リーディングプロジェクトの事業内容等は次頁以降参照

<リーディングプロジェクト関連取組>

体系	具体的取組
II - 2 - ①	緑のボランティアなどの活動支援
II - 2 - ①	ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組
II - 2 - 2	新多摩川プランにおける市民や流域自治体との協働・連携
II - 1 — ①	大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進
II - 1 - 3	多様な世代に合わせた情報発信
II - 3 - ③	事業者交流の取組

基本施策Ⅱ-2



















市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進

●目的

日常生活では意識することが少ない大気や水などの環境を身近にとらえ、「自分ごと化」 し、市民の**自発的な環境配慮行動を促す**ため、市民等との**情報共有や対話**を図るとともに、 市民感覚を取り入れた発想やアイデアを地域環境対策に反映する取組を推進します。

●事業内容

親子向け環境学習や施設見学と組み合わせ、様々な年代の市民や事業者など多様な主体 と連携して行うワークショップ等を通じて、身近な環境の取組や環境の状況をわかりやす く伝えることにより、大気や水などの環境の「自分ごと化」を図るとともに、市民目線に 立った市民創発による地域環境の改善を実施します。

> <背景> 市民の大気・水環境に関する関心は高いとはいえない



市民創発型の地域環境改善

基本施策Ⅱ-2



















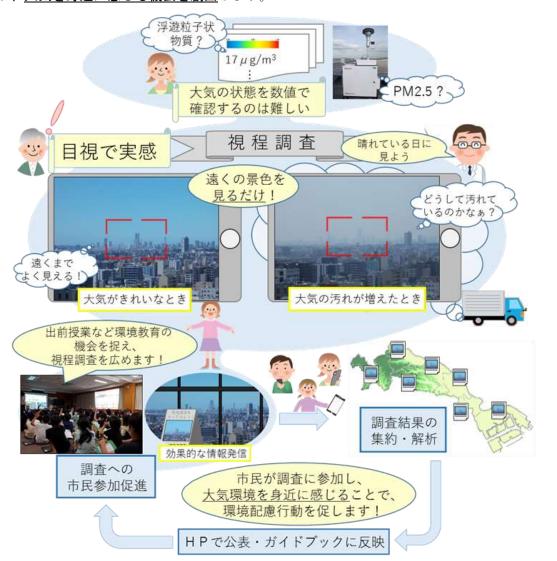
市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出

●目的

生活に不可欠な要素であるにも関わらず、理解することが難しい大気のきれいさを実感して もらうための市民参加型の調査を実施します。また、この<u>調査結果を活用</u>して、<u>調査ガイドブ</u> <u>ックを充実させていくことにより、市民の調査への更なる参加を促します。</u>

●事業内容

大気のきれいさを目視で感覚的に理解できる方法として視程調査を市民に周知します。視 程調査への参画を促すため、出前授業のテーマとして紹介や、展望スポットへの周知パネル の設置など、効果的な情報発信を行います。また、市民の調査結果を市が収集・解析し、大 **気のきれいさ**と視程の関係性を明らかにしていくなど、調査ガイドブックの充実を図ること により、大気を身近に感じる機会を創出します。



多様な主体の参加と協働促進については、他にも様々な取組を行っています。 その一部を紹介します。

コラム(リーディングプロジェクトに関連する取組)

●緑のボランティアなどの活動支援

緑を実感できる質の高い居住環境を形成していくためには、地域を構成するさまざまな主体の持続的な参加と連携が大切です。こうしたことから、緑の活動等に気軽に参加できる取組や、他分野と連携した取組などにより、緑に触れてもらうきっかけを作るとともに、多様な手法により効果的な情報発信を行い、協働の裾野を広げる取組

を進めています。



出前講座



地域住民向けイベント

●ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組(ごみゼロカフェ)

ごみゼロカフェとは、ごみの減量化・資源化をより推進するため、さまざまな年代の市民や事業者など多様な主体が意見交換する場です。



ごみを燃やす量が減 れば、大気環境にも 効果があるんだよね



● 感染を防ぎ、新たな日常を

新型コロナウイルス感染症については、令和2(2020)年に国内でも感染が拡大し、「新しい生活様式」の実践例が示されました。環境活動を行う上でも感染予防への注意が必要となるなど、イベント、ワークショップなどの開催にあたっての配慮が必要になっています。

今後は、市の感染者数等の社会の状況を踏まえながら、マスクの着用、対人距離の確保、換気や消毒、適切な人数制限やオンラインでの市民参加など、感染防止対策に配慮しつつイベント・セミナーなどを実施していきます。



「新しい生活様式」の実践例(厚生労働省 HP)より

(3) 基本施策Ⅱ-3のリーディングプロジェクト

【事業者の自主的な取組の促進に向けたプロジェクトのねらい】

大気環境の改善及び脱炭素社会の実現をめざすための手法として、社会的に進んでいる 脱ガソリンの動きに合わせて次世代自動車の普及促進を図ることが重要です。そのため、 車両の導入促進と併せて、充電スタンドや水素ステーション等のインフラ環境の整備に向 けた事業者との連携を進める必要があります。そこで次世代自動車の普及促進や導入・利 用などに関心がある事業者に対して、行政が積極的に関与し、事業者の自主的な取組を促 すとともに、事業者との協働・連携した事業を実施するなど、効果的に支援していきます。

くリーディングプロジェクト 5>

○次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者連携による取組【Ⅱ-3-①】

くリーディングプロジェクト 6>

○ E V カーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組【Ⅱ - 3 - ①】

各リーディングプロジェクトの事業内容等は次頁以降参照

<リーディングプロジェクト関連取組>

体系	具体的取組
II - 3 - I	市バス車両の脱炭素に向けた取組の推進
II - 3 - ②	脱炭素化に向けたエコ化支援の推進
Ⅱ - 1 -③	多様な世代に合わせた情報発信
Ⅱ-1-③	情報発信等による次世代自動車の普及促進
II - 4 - 2	交差点などにおける渋滞緩和対策の推進

基本施策Ⅱ-3



















次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者連携による取組

●目的

次世代自動車の普及に向けては、車両の導入促進と併せて、充電スタンドや水素ステーション など**インフラ環境の整備**を行っていく必要があります。その両方のバランスを取りながら、次世 代自動車を普及させ、<u>大気環境の改善</u>や<u>脱炭素社会の実現</u>に向けた取り組みを推進します。

●事業内容

次世代自動車の普及を促進するため、<u>充電インフラや水素ステーションの整備促進を事業</u> 者との連携により実施するとともに、インフラ整備に係る優遇措置等の検討を行います。

集合住宅等に おける充電 インフラ整備





集合住宅の世帯の比率が他都市と 比較しても高い本市においては、集 合住宅への取組は不可欠であるた め、事業者と連携し、インフラ整備 などEV普及に向けた取組を実施し ます。







充電スタンド 情報の迅速・ 的確な情報発信



ユーザーの充電スタンドの数や 場所不安を払拭し、EVの選択率 を上げるため、設置箇所・稼働状 況を迅速・的確に把握・伝達する 仕組みづくりの検討を九都県市で 共同して行います。



環境省 脱炭素化にむけた水素サプライ チェーン・プラットフォームより



水素ステー ションの利便 性向上に向け た国への働き かけ







燃料電池自動車の普及に向けて は、水素ステーション数の増加や利 便性の向上が不可欠であるため、九 都県市で共同して、新たな水素ステ ーションの整備促進及びさらなる利 便性向上に向けた国への規制緩和等 の働きかけを行います。

基本施策Ⅱ-3



















EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組

●目的

EV(電気自動車)カーシェアリングは、自動車の利用が必要最小限となることにより交通渋滞 の緩和や渋滞に起因する事故防止などの効果があるカーシェアリングに、走行時にNO_x等の大気 汚染物質や CO₂を排出しない EV を組み合わせることで、大気環境への影響や温室効果ガスの排 出を抑制することが可能です。

実際にEVを利用して、EVの特徴である静かさや乗り心地の良さを実感していただくことで車 両の購入時やカーシェアリング利用時のEV選択率の向上へとつなげていきます。

また、EV利用時におけるエコドライブを促進する取組を通じて、環境意識の醸成を図ります。

●事業内容

人が集まりや すい場所や 低未利用地を 活用した EVカー シェアリング の促進

・駅前など人の往来が多く、高い稼働率 が期待できる場所や、市の所有する低未 利用地等を活用し、事業者との共同取組 によるEVカーシェアリングを促進しま す。



社用車等の EVカー シェアリング の促進

・市内企業の従業員へのEVの認知度向 上や、市民への認知度向上につながる、 社用車のEVカーシェアリングの取組を カーシェアリング事業者との連携により 促進します。



EVカー シェアリング による エコドライブ の促進

・ガソリン車やディーゼル車を中心に取 り組んできたエコドライブは、EVにお いても電力使用量の削減につながるため 有効です。EVカーシェアリングを促進 していく中で、エコドライブについても 意識してもらうため、事業者と協力し て、実証等の検討を行っていきます。



事業者の自主的取組の推進や、交通政策に係る関連する取組として、他にも様々な取組を行っています。

その一部を紹介します。

コラム(リーディングプロジェクトに関連する取組)

●交差点などにおける渋滞緩和対策の推進

交通渋滞は、大きな経済的損失を招くとともに、環境の悪化や交通の安全性の低下など、市民生活や経済活動に大きく関わる課題であることから、幹線道路の整備を進めるとともに、交差点改良等の渋滞対策が進められています。具体的な渋滞対策として、右折レーンの延伸や信号制御の改善などの即効的な対策を行っており、渋滞長の減少や通過時間の短縮の効果が得られています。

(4) 基本施策Ⅱ-4のリーディングプロジェクト

【環境影響の未然防止に向けたプロジェクトのねらい】

人の健康や環境への悪影響を未然に防止するためには、環境影響を低減する取組を推進するとともに、市民や事業者が互いに環境に対する正しい認識を持つことが重要です。そのため、現在の環境中の影響を把握する調査研究等を実施し、調査結果から得られた知見により未然防止に向けた取組を推進するとともに、市民や事業者に対して適時、適正に情報共有を図っていきます。

くリーディングプロジェクト 7>

○環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進【Ⅱ-4-①】

くリーディングプロジェクト 8>

○新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進【Ⅱ-4-②】

各リーディングプロジェクトの事業内容等は次頁以降参照

<リーディングプロジェクト関連取組>

体系	具体的取組
II - 4 - ①	環境・リスクコミュニケーションの促進
II - 4 - ②	街路樹の適正な維持管理の推進
II − 4 −③	大気環境に係る調査研究
II - 4 - 3	化学物質に係る調査研究
II − 1 −③	多様な世代に合わせた情報発信
II - 2 - ②	他自治体連携による取組
II - 3 - 2	揮発性有機化合物(VOC)等排出削減に向けた取組の推進

基本施策Ⅱ-4





















環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進

●目的

化学物質は、毎日の生活を維持する上で欠かせないものとなっていますが、環境や人の健康 に影響を及ぼすものがあります。化学物質による環境影響を<u>未然に防止</u>するため、化学物質の 環境リスクを正しく理解するとともに、事業者による環境リスクの低減に向けた化学物質の適 正管理を促進します。

環境リスクの概念式

*環境リスクの詳細は、P.30を参照

リスク 有害性 =

× 暴露量

環境リスク評価を活用した 先進的な取組!

●事業内容

本事業は、未規制等の化学物質について、個々の有害性や暴露量を考慮した化学物質管理 を促進するもので、本市が全国に先駆けて検討を行ってきた「**環境リスク評価**」を活用して 進めます。

①環境リスク評価

市内で排出のある未規制等の化学 物質のうち、有害性情報がある物質 について、環境リスク評価 (右図参照)

②自主管理優先物質の選定

環境リスク評価の値から、 自主管理優先物質*を選定

[環境リスク評価対象グループのイメージ]

日本で使われる化学物質(6万物質以上)

PRTR制度届出対象の化学物質(462物質)

うち 市内で大気に排出されている化学物質

うち 未規制等の化学物質

(法令に基づいて排出基準が設定されてない物質等)

うな 環境リスク評価をするための 有害性情報がある化学物質

() 内の物質数は令和4年3月現在

③周知等

環境

リスク

評価

事業者

市

優先度の高い化学物質を認識す ることで、「環境リスク」を考慮 した化学物質の適正管理を促進

市民

環境リスクの理解を促進

●効果的な環境リスク低減 ●環境影響の未然防止

*自主管理優先物質:有害性の程度や市内の大気環境の状況等を鑑み、事業者による自主的な管理の優先 度が高い化学物質をいいます。自主管理優先物質及び選定基準は本計画と別に定め、自主管理優先物質につ いては、定期的に見直しを行います。

基本施策Ⅱ-4





















新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進

●目的

本市では、**毎年光化学スモッグ注意報**が発令されています。**光化学スモッグ***は光化学オキシダ ントが増加することで発生し、呼吸器へ悪影響を及ぼすなど**健康被害を引き起こします**。そのた め、原因物質のひとつである揮発性有機化合物(VOC)について、実態把握を行い、自主的な排出 削減に向けた取組を進めることで、光化学スモッグの発生を抑制します。

※光化学スモッグの詳細は、P.14を参照

●事業内容

光化学オキシダントの削減を効果的に行うためには、市内及び周辺自治体においてどの VOC 成分 が光化学オキシダントの生成に大きく影響しているかを把握することが重要になります。そのた め、VOC について周辺自治体と連携した調査等を行い、原因物質の発生状況等を把握し、その知見 を活用することで市民や事業者の<u>自主的な VOC 排出削減に向けた取組を促進して、光化学スモッグ</u> 発生抑制に向けた取組を推進します。



【課題】光化学オキシダントの生成においてどの VOC 成分の影響が大きいか不明









市内調査



ヒアリング等による 排出状況調査

調査及び取組の 方向性確認

環境改善評価指標値

※光化学オキシダント 環境改善評価指標値の詳細は P. 45 下段を参照

排出削減の取組の推進

・事業者や市民向けに、どの VOC の影響が大きいか

周知するなどして、自主的な排出削減等の取組を促進 例 ・光化学オキシダント生成への影響が大きいと推定される

- VOC 成分について削減の協力依頼
 - ・周辺自治体と連携して使用削減の周知

光化学スモッグ発生抑制へ!

環境影響の未然防止に向けては、他にも様々な取組を行っています。 その一部を紹介します。

コラム (リーディングプロジェクトに関連する取組)

●街路樹の適正な維持管理の推進

街路樹は、都市の景観を向上させる機能など様々な機能が期待される重要なグリーンインフラとなっていますが、自動車騒音に対する障壁となる機能や窒素酸化物等を吸着するといった大気の浄化機能もあります。しかしながら、街路樹は植栽後相当年数が経過しているものも少なくなく、良好な都市環境を確保するために、街路樹を適正に維持管理する必要があります。

現在、安全・安心な街路樹の管理を実施するため、計画的な樹木診断と樹木更新を 実施していますが、更新にあたっては、地域住民等の意向に配慮するとともに、歩道 の幅員、周辺環境との整合を勘案し、生長の遅い樹木や中低木への変更等も検討して います。





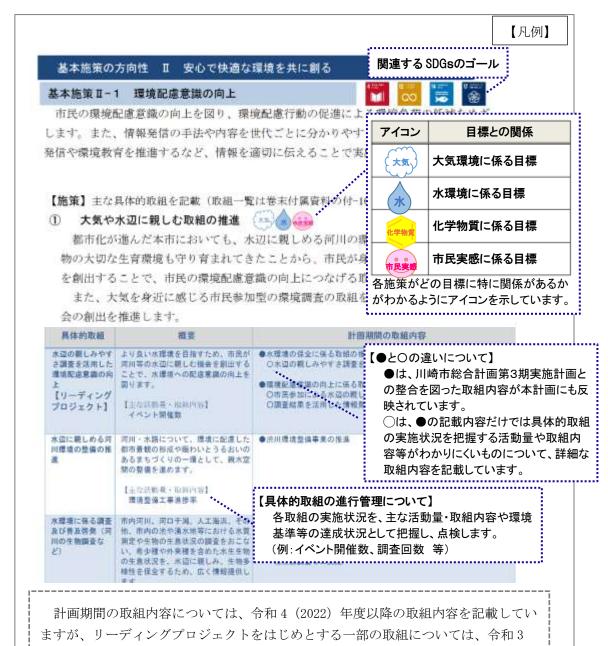
更新前

更新後

2 具体的取組

基本施策の下に紐づく施策では、各具体的取組を推進していきます。主な具体的取組については、進行管理として主な活動量・取組内容や環境基準等の達成状況を把握します。

本計画に位置づける施策の主な具体的取組について、次の【凡例】のとおり整理します。



(2021) 年度から実施しています。

基本施策の方向性 Ι 安全で良好な環境を保全する

基本施策 I-1 大気や水などの環境保全















環境基準の達成・維持等のため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振 動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モ ニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時等に適切な対応 を行います。

【施策】主な具体的取組を記載(取組一覧は巻末付属資料の付-16~28参照)

① 大気環境に係る事業所等の監視・指導 (大気)



大気環境を保全するために、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキ シン類対策特別措置法などの法律や市条例に基づき、事業所等に対して、立入調査及 び届出等の審査・指導を実施します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査	法律や市条例等に基づき、ばい煙、 VOC、ダイオキシン類、悪臭等について、工場・事業場の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。 【主な活動量・取組内容】 立入調査件数	 ●工場・事業場から排出される大気汚染物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づく届出時等の施設設置状況の確認 ○大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づく工場・事業場への立入調査による排出基準遵守状況の監視及び指導
大気環境に係る 法律や市条例等 に基づく届出等 の審査・指導	法律や市条例等に基づき、大気、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。 【主な活動量・取組内容】 届出審査件数(法律・条例)	●大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例等に基づく届出等の審査●「廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導
石綿飛散防止対 策に係る届出等 の審査・指導	石綿飛散防止のため、法律や市条例 に基づき、建築物等の解体等工事に 係る事業者からの届出等について、 審査・指導を行います。 【主な活動量・取組内容】 届出審査件数・立入調査件数	●建築物等の解体等工事における適切な作業の指導等による石綿の飛散防止対策の実施 の飛散防止対策の実施 ○大気汚染防止法及び市条例に基づく石綿飛散防止対策に係る届出等の審査・指導

② 水環境に係る事業所等の監視・指導 🔨



水環境を保全するために、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、工業用水法などの法 律や市条例に基づき、事業所等に対して、立入調査及び届出等の審査・指導を実施し ます。

570		
具体的取組	概要	計画期間の取組内容
水環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査	法律や市条例等に基づき、届出施設の設置等確認、排水基準の遵守状況の監視のため工場・事業場の立入調査を行います。 【主な活動量・取組内容】 立入調査件数	 ■工場・事業場から排出される水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づく届出時等の施設設置状況の確認 ○水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づく工場・事業場への立入調査による排水基準遵守状況の監視及び指導 ■工場・事業場排出水の分析調査
水環境に係る法 律や市条例等に 基づく届出等の 審査・指導	法律や市条例等に基づき、水質、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。 【主な活動量・取組内容】 届出審査件数(法律・条例)	●水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づく届出等の審査●水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定事業場等に対する指導の実施
土壌汚染に係る 届出等の審査・ 指導	法律や市条例に基づき、土壌汚染に 係る事業者からの届出等について、 審査・指導を行います。 【主な活動量・取組内容】 届出審査件数	●土壌汚染対策法及び市条例に基づく土壌汚染対策・地下水汚染対策に関する指導・助言の実施○土壌汚染対策法及び市条例に基づく、土壌汚染に係る届出の審査・指導

③ 大気環境に係るモニタリングの実施 (***)



市内の大気環境の状況を24時間測定する装置等で常時監視し、環境基準等の達成状 況を確認します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
大気環境の監視	法律に基づき、一般環境大気測定局(9局)、道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局(9局)で大気汚染物質を常時監視し、環境基準等の達成状況を確認します。また、有害大気汚染物質及びダイオキシン類についても、常時監視調査を実施し、環境基準等の達成状況を確認します。	●大気汚染防止法に基づく二酸化窒素(NO₂)、PM2.5、ベンゼン等の常時監視の実施●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気の常時監視の実施
	【環境基準等の達成状況】 NO ₂ 、SO ₂ 、SPM 等	
光化学オキシダントに係る監視	光化学オキシダントの原因物質の削減効果を把握するため、窒素酸化物(Nox)と非メタン炭化水素(VOCの一種)について、常時監視を行うとともに、光化学オキシダントが高濃度となる4月から10月までのデータ解析を行います。また、国の新指標についても把握します。	●大気汚染防止法に基づく光化学オキシダント等の常時監視の実施 ●光化学オキシダント対策の実施 ○光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物(NOx)、非メタン炭化水素(NMHC)の常時監視及びデータ解析 ○光化学オキシダントの高濃度域に着目した国の新指標による長期的な傾向の把握
	【環境基準等の達成状況】 NMHC 濃度等	

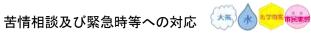
④ 水環境に係るモニタリングの実施



市内の水環境の状況を把握するため、河川、海域、地下水の水質・水量や地盤沈下 の状況について、定期的にモニタリング調査を行い、環境基準等の達成状況を確認し ます。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
河川、海域の水 質調査	法律等に基づき、河川、海域の水質 環境基準項目等について常時監視 し、環境基準の適合状況を評価しま	●水質汚濁防止法に基づく公共用水域(河川・海域)の水質の常時 監視の実施
	す。	●河川・海域における水質調査等の実施 ○河川、海域の水質環境基準値適合状況の評価
	【環境基準等の達成状況】 水質環境基準等	○海域沖合部の COD の濃度推移の把握 ○河川の流量調査
	河川流量の状況	●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく河川、海域の水質及び海
		域の底質の常時監視の実施
地下水質の監視	法律等に基づき地下水質調査を実施 し、地下水の水質の状況を把握しま	●水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の常時監視の実施
	す。	●水質汚濁防止法に基づく地下水の状況把握のための水質調査及び 汚染井戸の監視の実施
	【環境基準等の達成状況】 地下水環境基準等	〇市計画に基づく、地下水の水質調査
	3 1 3 1 3 1 2 1	●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく地下水の水質及び土壌の 常時監視の実施
精密水準測量に よる地盤沈下量 の監視	精密水準測量により、水準点の標高 を年1回測定し、地盤沈下の状況を 監視します。	●精密水準測量による水準点における地盤高の観測
	【主な活動量・取組内容】 地盤沈下観測所における地下水位 の観測地点数	

(5)



騒音、振動、悪臭等の苦情相談があった際には、適宜、現場等を確認して、騒音規 制法、振動規制法、悪臭防止法などの法律や市条例に基づき適切に対応します また、大気汚染物質の漏洩時や、河川や海域に汚水や油等が流れ込み水質が著しく 汚染される水質事故の発生時に関連機関と連携するなど、緊急時等の対応を適切に行 います。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
騒音、振動に係 る苦情相談対応	騒音、振動に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。 【主な活動量・取組内容】 騒音・振動に係る苦情受付件数	●騒音、振動に関する苦情相談に対する実態把握と適切な対応
悪臭、ばい煙、 粉じん等に係る 苦情相談対応	悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情 相談に対して、適宜現地調査を行っ た上で、法律や市条例に基づき、適 切に対応を行います。	●悪臭防止法、大気汚染防止法及び市条例等に基づく工場、事業所の監視及び排出低減に向けた指導 ○悪臭防止法、大気汚染防止法及び市条例に基づく悪臭、ばい煙、粉じん等の苦情相談対応及び現地調査の実施
	【主な活動量・取組内容】 臨海部パトロール回数	●広域悪臭対策の実施

事故時の対応	大気汚染物質の漏洩や水質事故など に関係機関と連携して現地調査を行	●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の 監視及び排出低減に向けた指導
	った上で、法律や市条例に基づき、 適切に対応を行います。	○大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市条例に定める事故時の措置に基づく対応
	【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	●事故時における有害物質流出防止に備えた取組 ○水質事故の通報に対して、関係機関と連携して現地調査
		事故・苦情に伴う異常水質事故調査○異常水質事故検体の分析
災害時の対応	災害時協定等に基づき災害時の環境 調査等に迅速に対応するなど、災害 時における有害物質等の漏洩・流出 防止に備えた取組を推進します。	●災害時における有害物質流出防止に備えた取組 ○災害時協定に基づいた協働連携の推進 ○有害物質等の漏洩・流出に係る対応マニュアルの充実
	また、平時において、法律や市条例 等に基づき、大気汚染物質や水質汚 濁物質等について、工場・事業場の 立入調査等を実施し、施設が適正に	●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の 監視及び排出低減に向けた指導 ○大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市条例等に基づく工 場・事業場への立入調査等による排出基準遵守状況の監視及び
	管理されていることを確認します。 【主な活動量・取組内容】 協定の件数及び取組内容の実績	施設の適正な管理に向けた指導 〇庁内外関係機関(部署)や事業所と連携した取組の推進

大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施 (木)水 **6**



良好な大気や水環境の保全に向けた基盤となる取組を継続して実施します。 また、公共用水域(河川・海域)の水質を保全するために、高度処理施設の導入 等、下水道施設の整備を進めるとともに、河川の改修等により治水の安全性を高める 河川整備を実施します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
水処理センター の高度処理化の 推進	これまでの下水処理に加え、赤潮等 の原因となる窒素やりんの排出量を 削減できるよう、水処理センターの 高度処理化を推進します。 【主な活動量・取組内容】 高度処理普及率	●水処理センターの高度処理化の推進
合流式下水道の 改善の推進	合流式下水道による公共用水域の水質汚濁を防止するため、貯留管の整備や遮集幹線の能力増強に向けた整備等を推進します。 【主な活動量・取組内容】 合流改善率	●合流式下水道の改善目標達成に向けた取組の推進 (令和5年度に整備完了予定)
下水道利用の促進	未普及地域の解消にむけた取組を推進します。 【主な活動量・取組内容】 下水道普及率	●未普及地域の解消に向けた取組の推進
河川改修事業の推進	平瀬川支川において、多自然川づく りを進め、都市環境の向上と良好な 水辺空間の形成を図ります。 【主な活動量・取組内容】 平瀬川支川の改修率	●平瀬川支川河川改修事業の推進

基本施策の方向性 Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る

基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上



市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進による環境負荷の低減をめざします。また、情報発信の手法や内容を世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど、情報を適切に伝えることで実感の向上を図ります。

【施策】主な具体的取組を記載(取組一覧は巻末付属資料の付-16~28参照)

① 大気や水辺に親しむ取組の推進



都市化が進んだ本市においても、水辺に親しめる河川の環境整備が進められ、生物の大切な生育環境も守り育まれてきたことから、市民が身近な水辺に親しむ機会を創出することで、市民の環境配慮意識の向上につなげる取組を推進します。

また、大気を身近に感じる市民参加型の環境調査の取組を通じて、市民参加の機会の創出を推進します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
水辺の親しみや すさ調査を活用 した環境配慮意 識の向上 【リーディング プロジェクト】	より良い水環境を目指すため、市 民が河川などの水辺に親しむ機会 を創出することで、水環境への配 慮意識の向上を図ります。 【主な活動量・取組内容】 イベント等における調査の実施 回数	●環境配慮意識の向上に向けた取組の推進 〇市民参加による水辺の親しみやすさ調査の実施 〇調査結果を活用した情報発信●水環境の保全に係る取組の推進 〇水辺の親しみやすさ調査を活用した水環境の評価
水辺に親しめる 河川環境の整備 の推進	河川・水路について、環境に配慮 した都市景観の形成や賑わいとう るおいのあるまちづくりの一環と して、親水空間の整備を進めま す。 【主な活動量・取組内容】 環境整備工事進捗率	●渋川環境整備事業の推進
水環境に係る調査及び普及啓発(河川の生物調査など)	市内河川、河口干潟、人工海浜、 その他、市内の池や湧水地等における水質測定や生物の生息状況の 調査を行います。また、水辺に親 しみ、生物種や外来種を含めた水生 生物の生息状況を広く情報発信します。 【主な活動量・取組内容】 河川等の水質及び水生生物の生 息・生育状況モニタリング調査地 点数	●河川・海域における水質・生物調査等の実施●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施○市内の生物モニタリング調査の継続と、市内水域や親水施設等での生物生息調査等の実施
大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進	大気をより身近に感じてもらうため、視程調査等の新たな環境調査手法を展開していく取組を推進します。 【主な活動量・取組内容】 視程調査に係る取組内容の実績	●大気環境の保全に係る取組の推進○視程調査ガイドブックの作成・充実○視程調査結果の収集・解析

② 環境教育・環境学習の推進 👫 🖈



市内の小学生を対象に、大気や水環境を守る業務の概要や環境の現状、大気・水環 境の大切さ、みんなにできること等について直接伝える環境教育として、出前授業や イベント等を実施します。

また、市民等に環境配慮の考え方・行動が定着することをめざし、環境学習の教材 プログラム、人材育成を充実するとともに、市民や学校等における環境学習を支援し ます。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
環境シビックプ ライドの醸成に よる環境配 動の促進 【リーディング プロジェクト】	自ら進んで環境配慮行動をおこせる 人材を育成するため、川崎市が環境 改善を図ってきた歴史や、現在の川崎市の環境について伝える機会を増やすことにより、環境シビックプライドの醸成を図ります。 【主な活動量・取組内容】 大気や水環境を学ぶ出前授業等の 実施回数及びアンケート結果	 ●環境配慮意識の向上に向けた取組の推進 ○市内の小学校等での出前授業の実施 ○出前授業コンテンツの整理及び周知 ●大気・水環境の保全に係る取組の推進 ○実施効果の把握及び授業内容の更新 ●研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信 ●機材の貸出や教材提供等を通じた地域における環境学習の支援 ●市民や学校、研究機関協議会等との連携による普及啓発の推進 ○各種イベントへ等への出展 ●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進
水辺に親しむイ ベント等の実施	市民との協働や流域自治体との連携により、環境学習や体験活動の取組を進め、さまざまな機会を通して水辺の魅力を発信します。 【主な活動量・取組内容】 イベント等開催数	 ●市内3校の水辺の楽校活動支援、川の安全教室及び丸子の渡しイベント等の実施 ●環境配慮意識の向上に向けた取組の推進 ○水環境体験教室の開催 ○多摩川教室への出展 ●水環境の保全に係る取組の推進 ○水辺の親しみやすさ調査を活用した水環境の評価
地域環境リーダーの育成	持続可能な社会の構築と脱炭素社会の実現に向けた人材育成のため、環境配慮行動を促すしくみの基盤となる環境教育・学習の取組を地域全体で推進します。 【主な活動量・取組内容】 地域環境リーダー数	●大人向け環境教育・学習の推進に向けた取組として地域環境リーダー育成講座を開催
「エコシティた かつ」推進事業 の取組	学校ビオトープ等を活用した環境学習、水・緑・生き物の調査や間伐体験等を通し身近な森の再生過程を学習する機会の提供を図ります。 【主な活動量・取組内容】 環境学習支援回数	●区内市立小学校等への環境学習支援の実施

③ 効果的な情報発信の推進 (大人) 水 (大人) (大人)



大気や水などの環境の分野は、一般的になじみのない用語が使われることも少なく ないため、分かりやすさを意識するとともに、情報の受け取り手を考慮して、リーフ レット、ホームページ、SNS など、様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、 身近な地域環境への関心を高めてもらえるよう、地域ごとの取組や環境データの紹介 及び公害の歴史や優れた環境の取組などの展示等による情報発信を推進します。

また、次世代自動車や自転車の活用などを通じた、地球にやさしい交通環境に関す る普及啓発など、市民の環境配慮行動の促進につながる情報発信等に係る取組も推進 していきます。

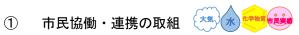
具体的取組	概要	計画期間の取組内容
多様な世代に合わせた情報発信	大気・水環境分野についての市民 実感の向上をめざして、効果的な 情報発信を推進します。また、環 境総合研究所の研究成果について SNS、インターネットなどを通じて 市民、事業者等へ情報を発信し、 環境問題への関心や理解、環境配 慮意識の向上につなげます。 【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	●環境配慮意識の向上に向けた ICT 等を活用した情報発信の推進 ○公害の歴史や環境の取組等に係る情報発信 ○市政だより等の紙媒体による情報発信 ○大気・水環境分野について SNS 等による情報発信 ●研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信 ○環境セミナー等の開催 ○Twitter による配信 ●環境技術情報の収集・発信 ○LiSE1 階アーカイブスペースを用いた情報発信 ○環境技術情報ポータルサイトを用いた情報発信
地域ごとの取組 や環境データの 情報発信	地域の状況や取組を容易に把握できるよう、地域ごとの取組や環境データの公表・提供を行います。 【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	 ●常時監視測定結果等の情報提供 ●河川・海域における水質等の評価と生物の生育状況の把握 〇地域ごとの取組や環境データの公表・提供 ●大気・水環境の保全に係る取組の推進 〇市ホームページでの環境情報の提供
情報発信等による次世代自動車の普及促進	自動車に関する地球温暖化対策を 推進するため、情報発信等による 次世代自動車の普及に向けた取組 を推進します。 【主な活動量・取組内容】 低公害車導入補助件数	 最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた導入補助制度の運用 ●脱炭素戦略を踏まえた情報発信等による次世代自動車の普及促進 ●ディーゼル車のZEV化の推進 ○民間事業者と連携したEVの普及拡大に向けた取組 ●公用車への次世代自動車導入の推進
自転車の活用に 向けた取組の推 進	安全・快適に利用できる移動環境 の充実に向けたシェアサイクルの 推進に加え、環境負荷の低減等に も寄与する身近な自転車の活用の 取組を推進します。 【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	●シェアサイクルの本格運用による取組の推進●広報啓発等を通じた環境負荷の低減に寄与する取組の推進

基本施策 Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携



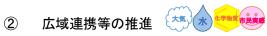
市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携 する取組を推進します。また、光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5) 等の大気 汚染や海域の水質等の広域的な課題を解決するため、周辺自治体との広域連携や、事業 者・学術機関との連携を強化します。

【施策】具体的取組のうち主なものを記載(取組一覧は巻末付属資料の付-16~28参照)



大気や水などの環境に対する関心を高めるための取組を、市民等と共に実施し、市 民参加を促進します。また、市民を対象としたイベントで大気を身近に感じる視程調 査といった市民参加型・体験型の環境調査を行うとともに、市民活動団体やコミュニ ティと連携した取組を行うなど、協働・連携の取組を進めます。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
市民創発型の地 域環境改善に向 けた「自分ごと 化」の推進 【リーディング プロジェクト】	様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携して行うワークショップ等を通じ、大気や水などの環境への関心を高めるとともに、市民参加の促進を図ります。 【主な活動量・取組内容】 ワークショップ等の実施回数	●多様な主体との協働・連携の推進 ○様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携したワークショップ等の実施
市民参加型の大 気を身近に感じ る機会の創出 【リーディング プロジェクト】	大気環境について関心を持ってもら うため、市民参加型の環境調査を実 施し、市民協働・連携の推進を図り ます。 【主な活動量・取組内容】 視程調査周知活動の実施回数	●多様な主体との協働・連携の推進○市民の視程調査への参加促進●大気環境保全に係る取組の推進【再掲】○視程調査ガイドブックの作成・充実○視程調査結果の収集・解析
緑のボランティアなどの活動支援	花や緑に囲まれたまちを目指し、地域緑化推進地区への花苗等の提供や緑のボランティアなどへの活動支援、緑化推進重点地区計画に基づく市民や企業等との協働による緑化の推進などを通じて都市緑化を推進します。 【主な活動量・取組内容】 地域緑化推進地区認定数	●緑の活動団体の活動支援●緑化推進重点地区計画に基づく緑化の推進
ごみの減量化・ 資源化の推進に 向けた取組	ごみの減量化・資源化を推進するために、市民、町内会、自治会、川崎市廃棄物減量指導員、関係事業者等と連携し、普及啓発・環境学習及び市民参加の取組を進めます。 【主な活動量・取組内容】 ごみゼロカフェ開催数	●ごみゼロカフェの実施による市民参加の推進●出前ごみスクールの実施●ふれあい出張講座の実施●資源物とごみの分別アプリの普及



周辺自治体等と連携して、大気や水などの環境に係る広域的な課題解決に向けた取 組や普及啓発等を推進します。また、国や周辺自治体と連携し、流域の住民の環境へ の関心を高める取組を実施するなど、協働・連携による取組を進めます。

概要	計画期間の取組内容
広域的な大気環境の課題を解決する ために、九都県市首脳会議等の周辺 自治体との連携を強化し、各種調査 や普及啓発等の取組を実施します。	●広域連携による大気環境の保全に係る取組の推進 〇近隣自治体と連携した光化学オキシダント及び PM2.5 対策の推 進に向けた取組
(神奈川県公害防止推進協議会、九 都県市首脳会議大気保全専門部会、 六大都市自動車技術評価委員会、関	●近隣自治体の研究機関等との共同調査・研究の実施 (PM2.5、光化学オキシダント等)
東地方大気環境対策推進連絡会等)	●最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた取組の推進○自動車排ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた国や関係自治
【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	体、事業者等との連携
**************************************	●国や近隣自治体と連携した次世代自動車の普及促進・導入支援
	●広域連携による水環境の保全に係る取組の推進
	〇東京湾環境一斉調査への参加 〇〇〇巻、末日日は10つでは2000
	〇企業、市民団体との連携強化
施します。	
【主な活動量・取組内容】 東京湾一斉調査の参加団体数	
多摩川の魅力向上のため、市民や流	●「新多摩川プラン」に基づく事業の推進
域自治体等との協働・連携による取	
組を推進します。	●多摩川流域懇談会等における協働・連携による取組の実施
【主な活動量・取組内容】 協働・連携によるイベント等の実 施	
	広域的な大気環境の課題を解決するために、九都県市首脳会議等の周辺自治体との連携を強化し、施します。(神奈市首脳会議大気に対し、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では

③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進



国際的な環境保全活動への支援・連携を実施し、優れた環境技術を活用した国際貢 献を推進します。また、国際・研究機関と連携して海外からの視察・研修を受け入れ るとともに、市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出などを推進します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
国際的な環境保 全活動への支 援・連携	川崎の優れた環境技術による国際貢献の推進及び環境技術情報を収集・発信します。 【主な活動量・取組内容】 海外自治体とのプロジェクト数	●インドネシア共和国バンドン市をはじめとする、環境課題を有する海外都市との都市間連携●国際連合環境計画(UNEP)との連携 〇川崎国際エコビジネスフォーラムの開催●環境技術情報の収集・発信
環境関連ビジネ スの創出及び海 外展開の支援	市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出や国際的なビスマッチングの場を提供するとともに、トワーク組織であるグリーンイノベーションクラスターの発展・取組内容とは、原理・取組内容とは、原理・取組内容とは、原理・取組内容とは、原理・取組内容とは、原理・取組内容とは、原理・取組内容とは、原理・取組内容とは、原理・のビジネスマッチング数をでは、原理・のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	●環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングに向けた場の提供●グリーンイノベーションクラスターによるプロジェクトや環境ビジネスの創出支援

基本施策Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進















環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進します。また、率先 して環境配慮に取り組む事業者を支援します。

【施策】具体的取組のうち主なものを記載(取組一覧は巻末付属資料の付-16~28参照)

① 交通環境配慮行動の促進



自動車排出ガス中の大気汚染物質や二酸化炭素の排出を低減するため、事業者によ る次世代自動車の導入やエコ運搬制度の運用などの交通環境配慮行動を促す取組を推 進します。

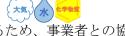
具体的取組	概要	計画期間の取組内容
次世代自動車の インフラ環境整備に向けた事業 者との連携による取組 【リーディング プロジェクト】	大気環境中の二酸化窒素濃度等の低減や脱炭素社会の実現に向けて、インフラ環境の整備を推進することにより、次世代自動車の普及を促進します。 【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	●EV 等の次世代自動車の普及促進に向けた取組の推進 ○次世代自動車のインフラ整備促進に向けた支援・調整等の 実施 ○国や近隣自治体と連携した普及促進・導入支援の実施
E V カーシェア リングを活用し た交通行動変容 に向けた取組 【リーディング プロジェクト】	EV カーシェアリングを広めることで、自動車利用時の EV 選択率の向上を図ります。 【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	●EV 等の次世代自動車の普及促進に向けた取組の推進 ○EV カーシェアリングの事業性に係る実証 ○EV カーシェアリングの社用車等への導入に向けた取組の 推進 進 ○建築物環境配慮制度を活用した普及促進
市バス車両の脱 炭素に向けた取 組の推進	ハイブリッドバスの導入等、市バス 車両の脱炭素に向けた取組を推進します。 【主な活動量・取組内容】 ハイブリッドバスの市バス車両に 占める割合	● ハイブリッドバスの導入等による環境対策の推進
エコ運搬制度の 運用	貨物自動車等から排出される大気汚染物質及び CO ₂ 削減のため、条例に基づき、市内の荷主・荷受人が主体となって運送事業者等に対し環境に配慮した運搬の要請を行うエコ運搬制度を推進します。 【主な活動量・取組内容】 要請件数	●エコ運搬制度による自動車環境対策の推進○市条例に基づき、要請実施状況等に関する報告等の審査・指導等○市条例に基づく立入調査の実施○社会状況の変化に対応した制度の見直し・運用

② 事業者の自主的な取組の支援



環境負荷の更なる低減に向けて、事業者の自主的な取組が促進されるよう、行政が 事業者を支援する取組を推進します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
工場・事業場の	環境保全に関する配慮を積極的に実	●市条例に基づく届出等の審査
自主的取組を促	施している事業所が、ある一定の基	○環境行動事業所の取組や成果についての広報
す取組の推進	準を満たしている場合、事業所から	
(環境行動事業	の申請により「環境行動事業所」に	
所制度の運用)	認定します。	
	【主な活動量・取組内容】	
	環境行動事業所認定数	
揮発性有機化合	光化学オキシダント等の原因物質で	●事業者の自主的取組支援など、光化学オキシダント及び PM2.5
物(VOC)等排出		対策の実施
削減に向けた取	的な削減取組を促進するため、エ	○事業者に対する、VOC 排出対策に関するアドバイスや VOC
組の推進(事業	場・事業場の VOC 排出状況を把握	濃度測定等の支援
者等の排出状況	し、VOC 削減に向けた支援及び普及	○事業者及び市民への VOC の削減手法等の普及啓発の実施
の把握及び自主	啓発を実施します。また、有害大気	OVOC 排出推計結果等を活用した削減物質の情報発信
的削減取組の支	汚染物質等の排出抑制の自主的な取	○庁内等における VOC 削減の推進
援)	組を促進するため、工場・事業場周	
	辺の排出実態調査を行います。	●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質等の排出実態調査及び排
	「ナか活動具 取知中療】	出抑制の自主的取組の促進
	【主な活動量・取組内容】 VOC削減に向けた支援及び普及啓	
	WOO 削減に向けた又接及の音及合 発を行った事業者数	
中小企業への円	市信用保証協会や取扱金融機関との	●中小企業者等への安定的な資金供給
滑な資金供給等	申携による間接融資制度の実施によ	●中小正未行寺への女足的は貝並供和
「消な貝並供和寺」 の推進	理携による间接機具制度の実施により、中小企業者等の資金調達の円滑	●中小企業者等の資金調達の支援
リカル	り、中小正来有寺の貞立嗣達の 口 /月 化を図ります。	●〒小正木日寺の貝亚副廷の文版
	10で回りなり。	
	【主な活動量・取組内容】	
	融資実績	
脱炭素化に向け	THE SECTION	●市内中小規模事業者を対象としたエコ化支援補助の実施
たエコ化支援の	小規模事業者を対象にエコ化支援補	THE THE SERVE OF T
推進	助を実施します。	
	【主な活動量・取組内容】	
	エコ化支援補助実施件数	



事業者の環境対策を円滑化するため、事業者との協議や調整の場を設けるととも に、事業者間の情報共有や事業者と行政との情報共有など、ネットワーク機能強化に 向けた取組を推進します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
事業者交流の取 組(事業者との 連絡会など)	事業者との連絡会等、事業者と行政の交流を通じて、事業者の環境対策に係る自主的取組の推進支援等を実施します。 【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	●多様な主体との協働・連携の推進 ○事業者との連絡会を通じた交流の推進
事業者等のネットワークの機能 強化に向けた取 組の実施	ネットワークの機能強化に向けて、各団体や他部署等との連絡・調整を行い、セミナー等を通して、事業者との情報共有の促進を行います。	●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進【再掲】●共同研究事業に関する情報発信(セミナー開催等)
	【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	

基本施策Ⅱ-4 環境影響の未然防止











人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を 推進します。また、市民や事業者がお互い環境に対する正しい認識を持てるよう情報共有を 図ります。

【施策】具体的取組のうち主なものを記載(取組一覧は巻末付属資料の付-16~28 参照)

① 化学物質の適正管理と理解の促進



化学物質による環境影響の未然防止・環境リスクの低減に向け、環境リスク評価を 活用し、事業者による自主的な適正管理を促すとともに、化学物質対策に関する普及 啓発を進め、さらに、PRTR 制度を運用することで、化学物質の適正管理を促進しま す。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
環境リスク評価 を活用した化学 物質管理の促進 【リーディング プロジェクト】	防止・環境リスクの低減に向 け、環境リスク評価を活用し、	 ●化学物質の環境実態調査及び環境リスク評価の実施、結果の公表 ●環境リスク評価結果を活用した事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進 ○事業者へのヒアリング、環境リスクに関する情報提供等の実施○自主管理優先物質の選定、周知及び見直しに向けた検討○環境モニタリング及び排出量確認の実施
環境・リスクコ ミュニケーショ ンの促進		●市民や事業者を対象としたセミナーの開催による化学物質対策に 関する普及啓発

環境影響の低減に向けた取組 2



工場・事業場が環境影響の低減に向けた取組を積極的に実施するよう、事業者に対 する普及啓発等の推進を図ります。また、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開 発行為等の事業の事前段階において環境影響評価を実施するほか、大気や水などの環 境への悪影響を未然に防ぐための取組を行います。

具体的取組 概要	計画期間の取組内容
新たな知見による光化学スモッグ発生抑制取組の推進 【リーディングプロジェクト】 【主な活動量・取事業者の自主的、促進する取組の実	による調査結 との影響を把 主的な排出削 を推進しま ●光化学オキシダントの実態把握のための調査研究の実施 ○光化学オキシダント高濃度時の VOC 成分の把握 な排出削減を な排出削減を

環境影響評価の 推進	大規模な工事や開発事業などの 実施に当たり、事業者自らが環	●環境影響評価手続の的確な実施
推進	実施に当たり、事業有目らが項 境への影響を事前に調査・予	●環境影響評価審議会の運営
	測・評価し、市がその結果を縦	
	覧の上、市民意見も踏まえて市	●地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針の運用
	長意見を述べるなどし、環境の 保全について適正な配慮を促し	●地球温暖化対策法改正に伴う本市環境影響評価制度の影響への検証と
	ます。	対応
	【主な活動量・取組内容】 環境影響評価手続実施件数	●環境調査手続の的確な実施
	垜 規彰音計Ш士祝夫旭什致	
交差点などにお	主要渋滞交差点などにおける局	●市内交通の円滑化に向けた緊急渋滞対策の推進
ける渋滞緩和対	所的かつ即効的な対策などによ	
策の推進	り、効率的・効果的に渋滞緩和 を図ります。	
	2 2 7 3 7 9	
	【主な活動量・取組内容】	
	現道の幅員内において付加車 線の設置や信号制御の改善など	
	の取組の実績	
街路樹の適正な	街路景観の向上など、良好な都	●街路樹の適正な維持管理の実施
維持管理の推進	市環境を確保するため、街路樹の適正な維持管理を進めます。	●街路樹の樹木診断及び樹木更新の実施
	の地上の他们日子とためのり。	
	【主な活動量・取組内容】	
	街路樹の維持管理、樹木診断 及び樹木更新に係る取組内容の	
	実績	

③ 環境影響の低減に向けた調査研究 (木)水 (大学)



更なる環境影響の低減につなげるため、生成過程が未解明な光化学オキシダント や微小粒子状物質 (PM2.5) 等に係る調査研究、海域の COD 等に係る調査研究、未規 制化学物質や環境リスク評価に関する調査研究などの、新たな環境課題に関する大気 環境や水環境に係る調査研究等を推進し、それらの結果を活用することで、今後の条 例や本計画における各種施策の方向性を検討していきます。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
大気環境に係る 調査研究(光化	光化学オキシダントや PM2.5、石 綿等の大気汚染物質の発生や影響	●光化学オキシダントの実態把握のための調査研究の実施【再掲】
学オキシダント や PM2.5 等に係	などについて、その実態の解明に 向けて近隣自治体の研究機関等と	●一般環境及び道路沿道における PM2.5 の実態調査の実施
る調査研究な ど)	連携して調査・研究を実施しま す。	●有害大気汚染物質を含む揮発性有機化合物(VOC)等の調査の実施
	【主な活動量・取組内容】 PM2.5の実態調査件数	●一般環境大気中の石綿濃度実態調査、建築物の解体工事等に伴う大 気中の石綿濃度調査の実施
		●酸性雨の実態調査の実施
		●近隣自治体の研究機関との共同調査・研究の実施【再掲】

水域における水 質改善に係る調 査研究など)

査研究(公共用 水の水質分析を行うとともに、公 共用水域で異常が発見された場合 の原因究明調査等を行います。ま た、河川・海域等公共用水域にお ける水質及び生物に係る調査研究 を実施します。

【主な活動量・取組内容】

市内の河川、海域及び親水施設 等の水質や水生生物の生息状況調 査の件数

- 水環境に係る調 工場・事業場からの排出水や地下 ●工場・事業場排出水の分析調査【再掲】
 - ●地下水汚染等に係る調査・研究
 - ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査【再掲】
 - ●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施(河川、河口干 潟、人工海浜等)【再掲】
 - ●国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究 の実施
 - ●水環境に係る調査・研究及び情報収集・成果発信

る調査研究な ど)

化学物質に係る 国及び地方自治体等と連携して化 調査研究(環境 学物質の分析法開発を行うととも リスク評価に係一に、市内環境中の未規制化学物質 等の環境実態把握に向けた調査研 究を実施します。

> 【主な活動量・取組内容】 調查·研究件数

- ●未規制の化学物質を中心とした、大気環境及び水環境中における化 学物質に関する実態調査・研究の実施
- ●実態調査結果に基づく環境リスクの評価の実施
- ●未規制化学物質等の分析法開発及び改良の実施
- ●国及び地方自治体等との環境中の化学物質に関する共同研究の実
- ●未規制化学物質の調査・研究に関する情報収集及び成果発信